

令和7年度認定調査員現任研修Q & A

以下は、横浜市の取り扱いです。市町村によっては取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

1 受講資格・要件関係

【資格関係】

Q 1 介護支援専門員実務研修が修了する前に、認定調査員現任研修を受講できるか。

または、認定調査員新規研修が終了する前に、認定調査員現任研修を受講できるか。

A 1 受講することはできません。介護支援専門員実務研修修了後に開催される認定調査員新規研修を受講し、その後で開催される認定調査員現任研修にお申込みください。

【資格関係】

Q 2 介護支援専門員の更新研修を受講する予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響で研修が中止となり、受講できずに介護支援専門員証の資格有効期間が切れてしまった。認定調査員現任研修を受講することができないのか。

A 2 介護支援専門員証の発行元の都道府県により、介護支援専門員証の資格有効期間の取扱いが異なり、受講の可否も異なるため、研修主催者にお問い合わせください。

【資格関係】

Q 3 認定調査員新規研修を今年度受講したばかりだが、現任研修を受講することは可能か。

A 3 横浜市の委託する認定調査に従事している、市内の事業所に所属する介護支援専門員の方であれば、受講可能です。

【再受講関係】

Q 4 過去に認定調査員現任研修を受講しているが、今年度も受講できるか。

A 4 受講可能です。毎年研修内容を変えておりますので、認定調査の適正化を図るため、できるだけ毎年受講をお願いします。

【認定調査の受託関係】

Q 5 現在は横浜市からの調査を受託していないが、今後受託する予定である。認定調査員現任研修の受講は可能か。

A 5 横浜市内の事業所に所属している場合は受講可能ですが、認定調査を受託するのがしばらく先になるようであれば、できる限り認定調査を受託する直前の研修にお申し込みください。

【市外事業所関係】

Q 6 市外の事業所に所属しているが横浜市の調査を受託しているので、認定調査員現任研修を受講できるか。

A 6 原則、受講することはできません。まずは事業所が所在する自治体に調査員現任研修の開催有無及び日程をご確認ください。

2 電子申請関係 ※電子申請受付を行っている場合

【電子申請関係】

Q 1 事前に電子申請・届出システムに「利用者登録」をしなければ、認定調査員現任研修の受講申込はできないのか。

A 1 認定調査員現任研修については、電子申請・届出システムの「利用者登録」を事前に行わなくとも受講申込が可能です。ただし、研修受講申込自体は電子申請で行っていただく必要があります。

【電子申請関係】

Q 2 電子申請入力中に「保存してあとで申請する」を押したが、申請内容が保存されていない。

A 2 電子申請の入力途中に「保存してあとで申請する」を選択されても、入力内容は保存されません。申請内容入力後に「次へ進む」を選択し、「申請内容の確認」画面から、「申請する」を選択し、電子申請を完了させてください。

【電子申請関係】

Q 3 電子申請・届出システムから認定調査員現任研修受講申込を行ったが、受付通知のメールが届かない。

A 3 受付通知のメールは送付しておりません。「申請の完了」画面で「申込番号」が表示された方は、電子申請の受付が完了しています。なお、電子申請内容に不明な点がある場合は、研修主催者よりお問い合わせをさせていただくことができます。

3 その他

【申込関係】

Q 1 申込みを行ったが、都合が悪くなったため、キャンセルしたい。

A 1 キャンセルの手続きを取らせていただきます。研修主催者にお問い合わせください。

【研修実施予定関係】

Q 2 認定調査員現任研修の具体的な開催日はいつ決定するのか。

A 2 およそ1か月前には決定しておりますので、その時期になりましたら研修主催者にお問い合わせください。

【テキスト関係】

Q 3 認定調査員テキストが手元にない場合は、どうしたらよいか。

A 3 認定調査員現任研修ページ（横浜市ホームページ）からダウンロードを行ってください。

【受講証明関係】

Q 4 認定調査員現任研修受講終了後に、受講完了の連絡や証明書の発行等はあるのか。

A 4 受講完了の連絡及び証明書の発行はございません。